

2022年1月吉日

各 位

株式会社いえらぶパートナーズ

**民法改正施行に伴い、2022年4月1日より  
成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。**

2018年6月に、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、この2022年4月1日から施行されます。

これに伴い、2022年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方（2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれ迄の方）は、その日に成年に達することになります。（2004年4月2日生まれ以降の方は、自身の18歳の誕生日に成年に達することになります。）

民法が定める成年年齢には、「一人で有効な契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味がありますが、本件により、18歳に達した者は一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

つきましては、賃貸借契約及び賃貸保証委託契約におきましても、2022年4月1日以降のご契約から、18歳以上であれば法定代理人（親権者）の同意がなくても有効として取り扱われますので、ここにお知らせいたします。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社いえらぶパートナーズ 営業担当/契約管理係

(契約管理係 TEL：03-6240-3362 / FAX：03-6240-3382)